

2023年度 事業計画書



000:法人本部 所割分

基本方針

新型コロナとの闘いも3年になろうとしています。

一方、ここ十勝においても、各地で行事が再開され、コロナ禍前のにぎわいを少しずつ取り戻しています。感染防止対策に取り組んできた、当スタッフ、医療従事者をはじめ関係する皆さまに、心から感謝と敬意を表します。コロナ対策については、様々な議論がなされているところであり、引き続き変化の一年になりそうですが、気を緩めることなく、安心安全なサービスの提供に努めてまいります。

さて、去年は新型コロナに加え、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高、さらに記録的な円安などに見舞われ、今も社会生活への甚大な影響が続いています。こうした情勢の中でも安心して豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱くことができるよう、「あたたかい法人づくり」を進めていくことは急務と考えています。

私たちは、①人々の高齢化に向き合い、②人々の孤立化に向き合い、③地域の元気が低下しないよう、向き合う事が大切と考えます。

すでに、一つの法人では限界であり、今や多くの「パートナー企業」と地域の元気を支える取組を展開し、さらに、地域共生社会を先導する新たな拠点づくりを創ることは喫緊の課題です。

地域に暮らす人々の安全・安心、かつ幅広く多様なサービスを提供し、必要不可欠な人材の確保・育成等を通じた堅実な運営を継続し、おのおの強みをシェアする法人運営、法人活動が重要です。その為には「向き合い」と「シェア」をキーワードとし、検証と実践を行います。

結びになりますが、今年「卯年」。「卯」は、「飛躍や向上」を意味し、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になると言われます。コロナ禍以降、停滞し続けていた世の中に対し、これまで培ってきたものを成長の糧とし、更に飛躍し、信頼と業績の向上につなげていけるように努めてまいります。皆様のご支援、ご協力を、心からお願い申し上げます。

2023. 3. 25

社会福祉法人元気の里とから
理事長 櫻井 博一

年度法人重点目標(新規)

(1) パートナー企業との連携

少子高齢化が進行するとかちにおいて、地域課題をパートナー企業との連携により問題解決をはかる。その為、各企業の目的を再認識する。

●社会福祉法人の使命、役割、規制等を再認識する

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を実施することを目的とした非営利法人であり、営利目的で事業を行う、他法人(株式会社等)とは、ミッションが異なっています。

憲法89条のもとに「公の支配」にある社会福祉法人は、事業収益を社会福祉事業への再投資に限定されるなどの非営利性ゆえに補助金、税制優遇等を受けており、行政庁の強い規制下のもとに、福祉サービス提供の基盤となっています。

今後とも、利用者の保護・権利擁護、サービスの質の確保、社会的に要請されるセーフティネット、社会貢献の役割を果たしていくために、社会福祉法人制度を堅持し、社会福祉法人はその中核を担っていかなければならないと考えています。

現状において社会福祉法人と株式会社等とは、法人の目的、形態や規制等が異なり、イコールフットィングの形で言い表わせないと考えています。

イコールフットィングを実現するならば、株式会社等が社会福祉法人と同様な目的と法整備が必要ですが、その必要性は見当たりません。これら特長を理解しつつ、お互いの特性を生かしたパートナー作りが、各種問題解決の糸口に繋がると考えます。

●自らの経営の透明性(説明責任・アカウンタビリティ)をはかること。情報開示の必要性

経営の透明性について、社会福祉法人自らがその責任を果たすとともに、情報開示のための制度的な条件整備も必要です。社会福祉法人への社会的な理解を広げていくためには財務諸表の公開はもとより、各法人の公益的な事業・活動等の取り組みの実施状況や、福祉サービス質の向上のための第三者評価の受審結果など、各法人の特色ある実践活動を主体的に開示していくことが大切です。

「各種法律から見る社会福祉法人と株式会社との違い」

○ 社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として事業を确实・適正に実施できるよう、「公の支配に属する」と位置づけられた非営利法人です。その事業収益は、全て社会福祉事業に再投資するなどの用途制限がなされています。設立・解散ともに行政庁の認可が必要であり、解散時には残余財産を国庫またはその他の社会福祉法人に帰属させることにより事業の継続性を確保する規制が課されています。社会福祉事業の規制は、福祉サービスの利用を必要とする人々の権利擁護のために、高い公益性と安定性の担保が不可欠なため、課されています。とくに、第一種社会福祉事業は、利用者が安定的・継続性のある生活のもとに福祉サービスをうけることが最重要であり、重度の要介護や低所得の高齢者が利用する特別養護老人ホームの設置主体は原則、社会福祉法人と地方公共団体に限定されています。

株式会社(営利企業)は、法令等を遵守した上で収益を最大化させ、株主により多くの配当を還元することをミッションとしています。このため、法人資産を流用したり、転用でき、利益処分も自由です。また、株式会社は福祉サービスの参入・撤退も自由に行うことができ、撤退時の残余財産は株主に属するとされています。

社会福祉法人は、最後のセーフティネットとして、企業が経営破綻した場合、福祉サービス利用者の受け皿としての役割を果たしています。各企業の特徴を理解し連携することが大切です。

年度法人重点目標(継続)

(1) BCP計画の最終年度

委員会で提案したBCP計画を確認。計画の骨子をまとめます。

(2) 人材育成と外国人人材の採用

外国人人材の適材採用を今後も進めていきます。さらに、役職者の育成は急務です。研修会などの学びを通じ役割を再認識する必要があります。さらに2040年69万人介護職員不足に対する、マンパワーを確保する為、アルバイトやサブリタイヤ等の人材起用を積極的に行うなど、規則を見直し続けます。

(3) 学び

WEB学習のアクセス率向上により、自分の技術をミエル化します。さらに法人研修や委員会の見直しを進め、参加意義を高めます。(4) 事業の信頼性

法人が経営する事業は公的サービスの趣旨のもと法令順守が求められています。適正な法人運営を行う為、チェック体制の見直し及び強化を図ります。法人本部としては、理事会・評議員及び監事監査による管理体制の強化を充実し、内部では、稟議書など起案によるチェック体制を強化してまいります。

(4) 事業の経営安定

法人が開設する、事業の経営安定を図り、地域に根差した福祉を提案します。(6) リスク管理

疾病把握、誤薬、健康管理等、安全管理に対する考え方を再認識し、各事業所から出されるヒヤリハットの収集や分析も行い、利用者が安心して各事業所を利用いただける環境を作ります。具体的には事業所単位で設置されている各委員会などが分析できるような仕組みを検討していきます。

(5) 苦情相談窓口

利用者及び家族から苦情がある場合、適切な人材や適切な第三者機関と連絡が出来るよう、契約書の中に記載方法を工夫するほか、事業所内においても確認できる工夫を行います。

(6) 人事管理

人事考課制度を充実させ、職員のやる気が引き出せる体制を作り上げます。夏、冬には事業所長との面談を実施します。

社会福祉法人元気の里とかちの理念

社会福祉法人元気の里とかちは、平成23年4月1日に各関係者のご理解の元、社会福祉法人格を取得いたしました。この法人は平成12年6月に認証となった「NPO法人元気の里とかち」からの事業を継承しております。下記の3つの理念に向かい民間社会福祉事業者としての役割を果たしてまいります。

法人の理念

“利用者満足” “尊厳の保持” “個別支援の充実”

(1) “利用者満足”

企業に求められているもの、それは「顧客を100%満足させる事」である。
社会福祉法人元気の里とかちの全ての利用者が100%満足いただけるサービスを提供する事こそが私たちの与えられた使命だと考えています。

(2) “尊厳の保持”

介護保険法や虐待防止法では、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種制度が設けられている。

社会福祉法人元気の里とかちは常に利用者の立場に立ち、ソーシャルインクルージョンを実践します。

※ソーシャルインクルージョン＝包括的社会・包含的社会と訳され、2000年12月に厚生労働省でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」には、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言している。ここではノーマライゼーションを更に進めた理念であると解釈しています。

(3) “個別支援の充実”

全ての施設の全ての援助者は、一人ひとりにあったケアを実践してきたはずである。ただ、それは本当に利用者本位、利用者中心の考えに基づいたものだったのか。
社会福祉法人元気の里とかちはエンパワメントアプローチを展開し、利用者のニーズがキャッチできる援助技術を磨きます。

※エンパワメントアプローチ＝「差別・偏見などの対象となり本来有している力を発揮しきれない状態にある人々に対して、その力を引き出す援助技法」である。1976年、米国のソロモンが差別・偏見を経験する黒人に対する援助実践の枠組みとしてこの概念を提示した事から始まった。自ら問題解決を図るアプローチの方法です。事業所の基本方針

社会福祉法人元気の里とかちが運営する事業所は下記のとおりです。
NPO法人から事業継承し、長年の歴史を刻んでいる事業所もある事から運営の基礎は完成されているものと考えます。「地域密着型事業」と言う言葉が全面的に取り上げられている現状を考える時、社会からの期待度は益々大きくなり、時代をリードする事業所運営が必要とされています。
社会福祉法人に与えられている使命を全職員が理解し、個々に学習すると共に、各事業の問題点を洗い出し、計画的に事業がすすめられるよう取組んでまいります。

【現在の事業所一覧】

事業所と定員 開設年月日と実施市町村

- 1 グループホーム彩～いろどり～ 定員18人(平成12年12月開設) 音更町
 - 2 グループホーム元気の里さらべつ 定員18人(平成14年 4月開設) 更別村
 - 3 グループホーム奏～かなで～ 定員18人(平成14年12月開設) 帯広市
 - 4 グループホームひびき野 定員18人(平成22年 3月開設) 音更町
 - 5 グループホーム清流の里 定員18人(平成27年3月開設) 帯広市
 - 6 小規模多機能型居宅介護 清流の里 定員29人(泊9人) (平成27年 3月開設) 帯広市
 - 7 小規模多機能型居宅介護奏～かなで～ 定員29人(泊9人) (平成30年 3月開設) 帯広市
 - 8 サービス付き高齢者向け住宅つながり 定員21人 (平成27年 3月開設) 帯広市
 - 9 サービス付き高齢者向け住宅おたがいさま 定員21人 (平成30年 3月開設) 帯広市
 - 10 地域密着型介護老人福祉施設 奏 定員29人 (平成30年 3月開設) 帯広市
 - 11 短期入所施設 奏 定員1人(平成30年 3月開設) 帯広市
 - 12 木野東の家学童保育所 定員210人 (平成27年 4月受託) 音更町
 - 13 下士幌学童保育所 定員50人 (平成27年 4月受託) 音更町
 - 14 鈴蘭学童保育所 定員140人 (平成29年 4月受託) 音更町
 - 15 下音更学童保育所 定員50人 (平成29年 4月受託) 音更町
 - 16 下音更学童保育所分室 定員15人 (平成29年 4月受託) 音更町
- 施設数 介護事業所5か所(ベット数180・通所定員58名) 学童事業所5か所

事業所重点目標など

ア 各種日課や行事、介護計画の見直し

行事計画やレクリエーション計画、介護及び保育計画の見直しを行います。誕生会や季節の行事、その他の行事計画は、対象者達が期待する以上の効果をもたらしているか。時にそれは職員の満足のみであり利用者の尊厳は守られているか。介護及び保育計画書も同様、本人達の持つ力を発揮できるような計画なのか。全ては法人理念及び事業所理念にある個々のニーズに対応できる企画・立案がなされているかをあらためて検証します。

イ 事業所内の情報共有の徹底

介護職及び保育職の勤務は交代制であり、情報を共有する仕組みが必要となります。介護では、疾病、入通院、面会、介護計画、ADL等。保育では、学校や家庭での様子、成長過程での精神状態・身体状況の把握等。どの情報が欠けても利用者の生活や生命に関わる問題と直面します。

各種記録内容の確認は当然の事、「報告・連絡・相談」の『報連相』を徹底し情報の共有を密にします。

また、施設内の情報はパソコンでデータを共有、システム化し、ケア記録や日誌の大部分の個人データはシステム業者のサーバーで一括管理すると共に、各事業所にデータを残しません。

(介護システムは㈱ケアコラボの「ケアコラボ」を。保育システムは日立システムズの「コドモン」を使用し、各事業所間を結び法人事務局で管理します。)

ウ 職員それぞれのスキルアップ

新卒や業務経験者など、介護者の技術力及び経験値は様々です。法人内研修の参加・職場外研修の参加を行い、個々のスキルアップを図ります。又、職員が自主的に行う各種検討委員会の取組を今後も継続、評価し、企画する・検討する・報告する等、職員の考える力を強化しながらモチベーションを高めます。

エ 事故防止・身体拘束廃止の徹底

職場内研修や職場外研修を開催し「事故防止・身体拘束廃止」による検討委員会につなげていきます。各事業所に備え付けている緊急対応マニュアルなどが本当に機能するかをシュミレーションし、見直しを図っていきます。

各事業所のケアの理念

① 認知症対応型共同生活介護

1. ご利用される方をありのままに受け入れ一人ひとりの時間が持てるように努めます。
2. 暖かく元気の詰まった家庭をみんなで作ります。
3. ご利用される方の出来る事、出来ない事を見極め活力ある生活を送れるようにお手伝いします。

② 小規模多機能型居宅介護

1. お年寄りの尊厳を大切にし、自己決定と個性の尊重に努めます。
2. 寄り添い、馴染みの関係を築くことで、安心して元気になれる生活をお手伝いします。
3. 毎日が、イキイキ・ワクワクと過ごせるよう工夫と努力をします。

③ 特別養護老人ホームの理念

1. 私達は、ご利用者様の喜怒哀楽を尊重させていただきます。
2. 生き生きとした人生が送れるよう、寄り添います。
3. おもてなしの心で、喜びを引き出すことができるよう努力します。

④ 学童保育所

1. 社会性を育み、仲間を大切にできる子。
2. 思いやり、心豊かな子
3. 親の願いを受けとめ、大切にできる子。

学童保育所 5つの基本方針

1. 一人ひとりの子どもを理解し、信頼関係を築きます。
2. 子どもが生き生きと生活できる保育環境を提供します。
3. 話し合いを大切にします。
4. 異年齢集団のなかでの子ども達の成長と社会性を大切にします。
5. 家庭や地域社会と連携していきます。